



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 県議会に関する事項

* 和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則 1

県議会に関する事項

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則（平成31年3月6日議決）をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県議会議長 藤 山 将 材

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会議録の記載事項) 第116条 略 2 議事は、 <u>速記法</u> その他議長が適当と認める方法によって <u>記録</u> する。	(会議録の記載事項) 第116条 略 2 議事は、 <u>速記法</u> によって <u>速記</u> する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。